

1 級ファイナンシャル・プランニング技能検定試験＜基礎編・応用編＞

学科試験対策テキスト 主な改正項目のお知らせ

本資料は、原則として 2024 年 10 月 1 日現在の法令等に基づき作成しています。
FP 試験において押さえておきたい主な改正項目を掲載していますのでご確認ください。

＜ライフプランニングと資金計画＞

1. 特定一般教育訓練給付金および専門実践教育訓練給付金の給付率・給付額の上限が引き上げられました。

(1) 特定一般教育訓練給付金

2024 年 10 月 1 日以降に受講を開始し、教育訓練修了後 1 年以内に資格等を取得し、就職等をした場合、従来の給付率（受講費用の 40%）に加えて、受講費用の 10%が支給されることとなりました。これにより、給付率の上限が合計で 50%となり、給付額の上限が合計で 25 万円となりました。

(2) 専門実践教育訓練給付金

2024 年 10 月 1 日以降に受講を開始し、教育訓練前後で賃金が 5%以上上昇した場合、従来の給付率（受講費用の 50%＋追加支給分 20%）に加えて、受講費用の 10%が支給されることとなりました。これにより、給付率の上限が合計で 80%となり、給付額の上限が合計で年間 64 万円となりました。

2. 老齢年金生活者支援給付金の支給対象者の所得要件が見直されました。

2024 年 10 月 1 日以降、老齢年金生活者支援給付金の支給対象者の所得要件が見直され、前年の公的年金等の収入金額^{※1}とその他の所得との合計額が 889,300 円以下^{※2}であることとされました。なお、その合計額が 789,300 円超 889,300 円以下^{※2}である場合は、補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※1 障害・遺族年金等の非課税収入を除く

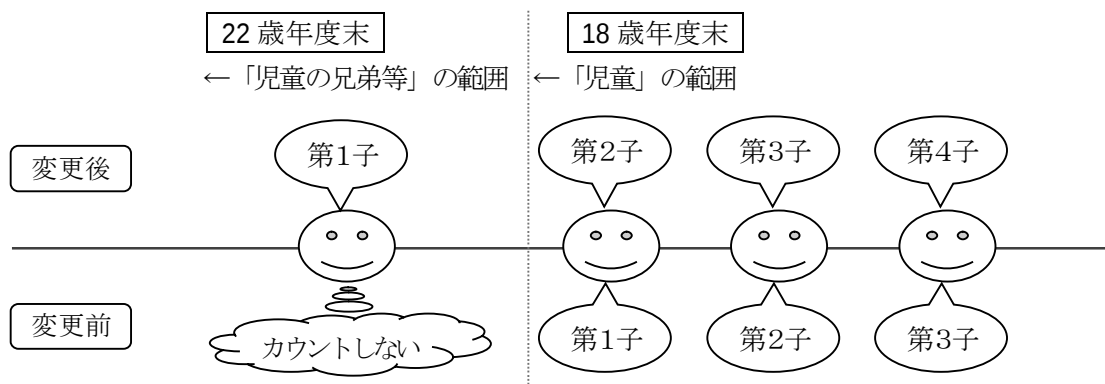
※2 1956（昭和 31）年 4 月 2 日以降に生まれた者について適用

3. 新築住宅を建築・購入する場合にフラット 35 の金利引き下げメニューを利用できないケースが追加されました。

2024 年 10 月以後の設計検査申請分から、「土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）」「災害危険区域内の急傾斜地崩壊危険区域」「災害危険区域内の地すべり防止区域」で新築住宅を建築または購入する場合は、フラット 35 S、フラット 35 維持保全型、フラット 35 子育てプラスを利用することができません。

4. 児童手当の第3子以降のカウント方法が変更されました。

2024年10月分からの児童手当の改正において、第3子以降のカウント方法が次のとおり変更されました。変更後の「第3子以降」は、児童および児童の兄弟等のうち、年齢が上の子から数えて3人目以降の子のことです。



児童...18歳の誕生日後の最初の3月31日までの間にある子

児童の兄弟等...児童の範囲を超えて、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの間に
あって親等に経済的負担のある子

<リスク管理>

1. 2024年10月に火災保険が改定されました。

2023年6月、損害保険料率算出機構が算出する火災保険の参考純率が全国平均13.0%引き上げられました。これを受けて、複数の損害保険会社の火災保険が2024年10月に改定され、保険料が値上げ（一部値下げ）となりました。また、従来は全国一律であった水災に関するリスクが、建物の所在する市区町村に応じて5つに区分されました。保険料が最も安いグループが「1等地」、保険料が最も高いグループが「5等地」となります。

以上